農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年九月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百九十九号

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第五十三号）の施行に伴い、及び農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（農業委員会等に関する法律施行令の一部改正）

第一条　農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一号チ中「第七条第四項及び第五項」を「第五条第十五項及び第十六項（これらの規定を同条第十八項、第二十一項及び第二十三項（これらの規定を同条第二十八項において準用する場合を含む。）並びに第二十八項において準用する場合並びに同法第八条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三十八号中「第六条第二項」を「第七条第二項」に改める。

（権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令の一部改正）

第三条　権利移転等の促進計画に係る不動産の登記に関する政令（平成六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十条並びに」を「第十一条並びに」に改める。

別表農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第八条第一項の項中「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第九条」を「第十条」に改める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第四条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第五号ト中「第六条第一項」を「第七条第一項」に改める。

（復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令の一部改正）

第五条　復興庁設置法第四条第二項第三号イ及びロの事業を定める政令（平成二十四年政令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「事業」を「活性化事業」に改める。

附　則

この政令は、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
法務大臣　葉梨　康弘
財務大臣　鈴木　俊一
農林水産大臣　野村　哲郎